（削る）		
（削る）		
（削る）		

（雇用安定事業に関する暫定措置）

第十七条の五　法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業は、第百九条、第百十五条、第百四十条及び第百四十条の二に規定するもののほか、当分の間、次のとおりとする。

一～三	（略）
(5)	五時間以上　二十一万三千円（中小企業事業主にあつては、二十八万四千円）

（東日本大震災に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置）

第十七条の六　特定被災区域内において第百二十三条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の平成三十一年度における適用については、同条中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた施設又は設備の災害復旧に要する経費」とする。

（能力開発事業に関する暫定措置）

第十七条の七　法第六十三条第一項第一号に掲げる事業及び同項第八号の厚生労働省令で定める事業は、第百二十一条、第百二十四条、第百二十五条の二、第百三十四条、第百三十八条、第百四十条及び第百四十条の二に定めるもののほか、次のとおりとする。

一・二	（略）

（東日本大震災に係る人材開発支援助成金に関する暫定措置）

第十七条の八　福島県に所在する事業所の事業主に対する人材開発支援コース助成金の支給については、平成三十二年三月三十一日までの間においては、第百二十五条第二項第二号イ(1)中「百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）」とあるのは「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」と、同号イ(2)中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）」とあるのは「四百円（中小企業事業主にあつては、五百円）」と、同号ハ(1)中「百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十））」とあるのは「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」と、同号ハ(3)中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、九百六十円））」とあるのは「四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）」と、同号ハ(4)中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六百六十五円（生産性要件に該当する事業主にあつては、八百四十円））」とあるのは「六百円（中小企業事業主にあつては、七百円）」と読み替えて適用する。ただし、対象被保険者に特定分野訓練を受けさせた事業主にあつては、この限りではない。

第十七条の四の二	削除	
第十七条の四の三	削除	
第十七条の四の四	削除	

（雇用安定事業に関する暫定措置）

第十七条の五　法第六十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業は、第百九条、第百十五条及び第百四十条から第百四十条の三までに規定するもののほか、当分の間、次のとおりとする。

一～三	（略）
(5)	五時間以上　十八万円（中小企業事業主にあつては、二十四万円）

（東日本大震災に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置）

第十七条の六　特定被災区域内において第百二十三条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の平成三十年度における適用については、同条中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた施設又は設備の災害復旧に要する経費」とする。

（能力開発事業に関する暫定措置）

第十七条の七　法第六十三条第一項第一号に掲げる事業及び同項第八号の厚生労働省令で定める事業は、第百二十一条、第百二十四条、第百二十五条の二、第百三十四条、第百三十八条及び第百四十条から第百四十条の三までに定めるもののほか、次のとおりとする。

一・二	（略）

（東日本大震災に係る人材開発支援助成金に関する暫定措置）

第十七条の八　岩手県、宮城県及び福島県に所在する事業所の事業主に対する人材開発支援コース助成金の支給については、平成三十一年三月三十一日までの間においては、第百二十五条第二項第一号イ(1)㈢の規定は適用せず、同項第二号イ(1)中「百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）」とあるのは「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」と、同号イ(2)中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）」とあるのは「四百円（中小企業事業主にあつては、五百円）」と、同号ハ(1)中「百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）（中小企業事業主にあつては、百分の六十）」とあるのは「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」と、同号ハ(3)中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、九百六十円））」とあるのは「四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）」と、同号ハ(4)中「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、六百六十五円（生産性要件に該当する事業主にあつては、八百四十円））」とあるのは「六百円（中小企業事業主にあつては、七百円）」と読み替えて適用する。ただし、対象被保険者に特定分野訓練を受けさせた事業主にあつては、この限りではない。